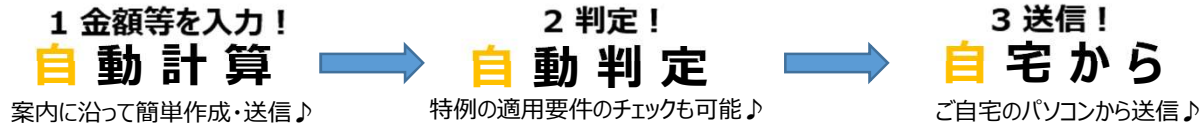


贈与税の申告書作成方法（入力例）

《確定申告書等作成コーナーより以下の3stepで申告出来ます！！》



自宅からe-Taxのメリット

税務署への持参
不要

印刷・郵送代
不要

確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます

このマニュアルの入力例は「親族（母親）から現金の贈与を受けた場合※」に、贈与税の申告書をご自宅のパソコンから作成し、送信する方法についてご案内します（利用者識別番号をお持ちの方が、初めてマイナンバーカード方式（スマートフォンを使用して本人確認）で申告する場合の入力例です。）。 ※暦年課税（特例税率）を適用する場合の事例です。

贈与税に関するご不明な点がある場合は・・・

■ 操作方法が分からない場合は、確定申告書等作成コーナー内の「ご利用ガイド」をご確認ください。

■ 贈与税についてのご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認ください。

■ 贈与税の申告手続（暦年課税、相続時精算課税など）ご利用方法は動画でチェック！

1 申告書作成準備

1-1 作成コーナーにアクセス



<https://www.keisan.nta.go.jp>

作成コーナー

ご自宅のパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」にアクセスします。

※ 贈与税の申告書はスマートフォンでは作成できませんが、本人確認のためにマイナンバーカードとスマートフォンを使用します。

1-3 税務署への提出方法の選択



「スマートフォンを使用してe-Tax」をクリック

マイナンバーカードをお持ちの方で、スマートフォンを使用して提出する場合は、「スマートフォンを使用してe-Tax」のボタンをクリックします。なお、マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、税務署で発行されたIDとパスワードをお持ちの場合は、「ID・パスワード方式でe-Tax」をクリックすることで申告書を作成・送信することができます（以下はスマートフォンを使用してe-Taxで申告する場合の説明です）。

1-4 作成する申告書を選択



こちらをクリック後、「贈与税」のボタンをクリック

次頁（2-1）にお進みください。

1-2 作成コーナーより作成を始める



「作成開始」をクリックし、贈与税の申告書の作成を開始します。

2 マイナンバーカード方式の利用開始と本人確認

2-1 推奨環境の確認

確定申告書等作成コーナー

e-Taxを行う前の確認

ご利用のための事前準備を行います

推奨環境をご確認ください

OS	Windows 10 Windows 11
ブラウザ	Microsoft Edge (※1) Google Chrome
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

マイナンバーカードとスマートフォンをご用意ください。

利用規約をご確認ください

利用規約に同意して次へ

2-2 スマートフォンでQRコードの読み取り

確定申告書等作成コーナー

QRコード認識

マイナポータルアプリでQRコードを読み取ります

この画面に表示されたQRコードを以下の手順で読み取り、e-Taxの登録状態を確認します。

- スマートフォンでマイナポータルアプリを起動
- アプリ内の画面下部の「読み取り」をタップ
- パソコン画面に表示されているQRコードを読み取る

マイナポータルアプリのインストールはこちら

スマートフォンでマイナンバーカードをより読み取りたいときの確認事項はこちら

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマートフォンでアプリをタップして起動

読み取り完了

マイナンバーカードの読み取りが完了しました。「次へ」ボタンをクリックして次の画面に進んでください。

「次へ」をクリック

2-3 マイナンバーカード方式の利用開始

1 所得税申告書・納税システム (e-Tax)

マイナンバーカード方式の利用開始

利用規約を確認

マイナンバーカード方式による本人確認がすでにお済みの方は、「検索完了」後、項番11の「登録情報」の確認画面に遷移します。

注意事項

利用者識別番号をお持ちの方で、初めてマイナンバーカード方式で申告を行う方は、利用者識別番号及び暗証番号の入力が必要となります。

利用者識別番号をお持ちでない場合（e-Taxを初めてご利用になる場合）は、「初めてe-Taxをご利用される方はこちら」をクリックし、利用者識別番号を新規取得の上、本人確認にお進みください。

利用者識別番号をお持ちの方で、初めてマイナンバーカード方式で申告を行う方は、利用者識別番号及び暗証番号の入力が必要となります。

利用者識別番号をお持ちでない場合（e-Taxを初めてご利用になる場合）は、「初めてe-Taxをご利用される方はこちら」をクリックし、利用者識別番号を新規取得の上、本人確認にお進みください。

2 利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら

マイナンバーカード方式の利用開始手続きを行います。利用者識別番号と暗証番号を入力し、「マイナンバーカード情報の確認へ」をクリック

利用者識別番号

暗証番号

マイナンバーカード情報の確認へ

3 マイナポータルアプリで読み取る

「マイナンバーカードから読み取る」を選択し、「スマートフォンで読み取り」をクリック

スマートフォンで読み取り

8 スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る

マイナポータルアプリを起動してQRコードを読み取った後、署名用電子証明書のパスワード（6～16桁の英数字）を入力した上で、マイナンバーカードを読み取ります。

4 スマートフォンでマイナポータルアプリを起動してQRコードを読み取った後、マイナンバーカードを読み取る。

9 本人確認完了

本人確認が完了しました。今後、マイナンバーカードでe-Taxにログインした際には、申告書等データ送信時に必要な署名用電子証明書の付与を省略することができます。

「次へ」をクリック

5 表示内容に誤りがないことを確認し、「次へ」をクリック

6 マイナンバーカードによる本人確認

マイナンバーカードからの情報取得

「スマートフォンで読み取り」をクリック

7 マイナンバーカードの読み取り

「スマートフォンで読み取り」をクリック

10 表示内容を確認し、「申告書等を作成する」をクリック

11 表示内容を確認し、「申告書等を作成する」をクリック

11 表示内容を確認し、「申告書等を作成する」をクリック

参考：マイナンバーカードによる本人確認

初めてマイナンバーカード方式を利用される方を対象にマイナンバーカードの署名用電子証明書(6～16桁のパスワード)を使って事前に「本人確認」を行っていただくことで、申告等データに対し電子署名が不要になります。

次頁(3-1)に進みください。

3 贈与税申告書の作成

3-1 申告書の作成開始

1 「贈与税の申告書作成開始」をクリック

「贈与税の申告書作成開始(贈与税の申告書作成コーナーへ)」

「土地等の評価明細書作成開始(土地等の評価明細書作成コーナーへ)」

2 「贈与税申告書作成開始」をクリック

「贈与税申告書作成開始」

3 提出方法の選択等

提出方法の選択

入力内容を確認後「次へ」をクリック

4 「一般の贈与」をクリック

「一般の贈与」

3-2 贈与者の入力

「マイナンバーカード」 一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力)

贈与者(財産をあげた方)に入力してください。

贈与者の氏名などを入力し「次へ」をクリック

「次へ」

3-3 取得財産の入力

「マイナンバーカード」 特別贈与財産 一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力)

取得財産の入力

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。

贈与を受けた財産の情報を入力 ※ 財産の種類や所在地などについては、【参考：贈与を受けた財産の種類、所在地】を参照

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

贈与を受けた財産の価額を入力

入力内容を確認後「次へ」をクリック

参考：贈与を受けた財産の種類、所在地

【参考1】 贈与を受けた財産の種類等の例

種類	細目	利用区分 銘柄・名称等
土地(路線価地域) 土地(倍率地域)	宅地	自用、貸家、貸家付、借地権、居住建物 [※] の敷地の用に供される土地などの別
	田、畑	自用、貸付地、賃借権(耕作権)、永小作権の別
	山林	普通山林、保安林の別
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別
家屋	家屋、構築物	家屋については自家用、貸家、居住建物 [※] の別 構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金、住宅取得等資金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別
有価証券	上場株式等、株式等(配当還元方式)、株式等(その他の方式)、公債・社債、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券	その銘柄

※「居住建物」とは、配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。

【参考2】 贈与を受けた財産の所在地の入力内容

贈与を受けた財産	財産の所在地
現金	贈与者(財産をあげた人)の住所
預貯金等	預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地と名称
有価証券	発行人の所在地と名称(公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地と名称)
生命保険金	支払保険会社の所在地と名称

3-4 入力内容の確認

「マイナンバーカード」 特別贈与財産 取得財産の入力(一般の贈与)

贈与者名: 国税 松子

取得財産の入力結果表

取得した財産の明細	財産を取得した年月日	修正ボタン	削除ボタン
現金、預貯金等	令和5年1月1日	修正	削除
現金、預貯金等	5,000,000円		

入力内容を確認後「次へ」をクリック

「次へ」

取得財産の入力

取得財産の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 松子	特別贈与財産	令和5年1月1日	現金、預貯金等	5,000,000円	修正	削除

他の贈与者から、贈与を受けた財産がある場合は、「贈与者を追加する」をクリックし、同様に追加する

入力内容を確認後「次へ」をクリック

「次へ」

次頁(4-1)にお進みください。



4 申告内容の確認、住所氏名等の入力と申告データの送信

4-1 計算結果の確認

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額」の入力ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の種類 / 科目 / 利用区分 / 納税等	財産を取得した年月日 財産の価額
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金	令和6年1月1日 5,000,000円
特例贈与財産の価額の合計	5,000,000円

【「特例税率」の適用を受ける場合】
 過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために戸籍の謄本又は抄本その他の書類を提出している場合には、「過去の贈与税の申告状況の入力」をクリックし、その提出した年分及び「過去の贈与税の申告状況」を入力します。

申告期限までに納付すべき贈与税額 **485,000円**

あなたが令和6年3月15日(金)までに納付すべき令和5年分の贈与税額は **485,000円** です。

【ご注意ください】
 「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(6)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書のほか、「受贈者の戸籍の謄本又は抄本」その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系単属(該当することを証する書類)を提出する必要があります。

なお、過去に特例税率の適用を受けた場合にあなたと他の贈与者との納税期間が同じになる種類の贈与をした書類を提出している場合には、右の「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンをクリックしてください。

過去の贈与税の申告状況の入力

入力内容を確認後「次へ」をクリック

4-2 住所氏名等の入力

住所・氏名等

※ 所得税等や贈与税の出発地とされている方は、こちらをご参照ください。

1 郵便番号 [申角数字3桁] - [申角数字4桁]
 1005 - 0014 **住所検索**

2 住所 [市区町村]
 都道府県: 東京都 市町村: 目黒区 **市区町村選択**

3 申告書等を提出する税務署名 [必須]
 都道府県: 東京都

4 申告書等を提出する年月日
 年: 令和 月: 6 日: 20

5 あなた(財産を取得した方)のフリガナ
 姓: 田中 名: ケイジ

6 あなた(財産を取得した方)の生年・月・日
 姓: 田中 名: ケイジ

7 マイナンバー(個人番号)
 [申角数字4桁] - [申角数字4桁] - [申角数字4桁] - [申角数字4桁]

8 職業
 [全角11文字以内] 会社員

9 電話番号
 [申角数字合計14桁以内] 0585 - 124 - 1111

申告書を作成完了 次へ

申告するあなたの住所・氏名及びその他の項目を入力し、「次へ」をクリック

4-3 電子申告等データの送信

1 分欄別の申告書作成コーナー

送信前の申告内容確認

確認する帳票の選択

確認する結果が正しい場合は、項目のチェックを外してください。

確認する手順
 手順1: 右の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックし、PDFファイルを開いてください。
 手順2: 確認したPDFファイルをAdobe Acrobat Readerで表示し、内容が正しいか確認してください。一帳票の確認が終わったら次の帳票を確認してください。

帳票表示・印刷

確認終了(次へ)

2 送信準備

送信準備

送信する結果が正しい場合は、申告のこのままの内容を保存するボタンをクリックしてください。

送信準備に成功したら、以下のいずれかの方法で送信してください。

QRコード

QRコードが選択されていることを確認し「次へ」をクリック

入力終了(次へ)

3 申告書作成コーナー

データの送信

送信する

送信を実行する

4 送信を実行する

送信を実行する

5 送信が完了したことを確認し「閉じる」をクリック

送信が完了しました。

閉じる

6 送信が完了しました。

送信が完了しました。

正常に送信が完了したことを確認し、「送信票等印刷へ進む」をクリック

送信票等印刷へ進む

7 「帳票表示・印刷」で申告内容確認票を印刷し、「送信・印刷終了(次へ)」をクリック

印刷する帳票の選択

印刷の手順
 手順1: 右の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。
 手順2: 画面下のPDFファイルをクリックし、帳票をAdobe Acrobat Readerで開いてください。一帳票の印刷が終わったら次の帳票を確認してください。

帳票表示・印刷

送信・印刷終了(次へ)

8 申告書を送信した後の作業について

申告書を送信した後の作業を確認し「終了」をクリック

終了

贈与税の申告書の作成と送信は以上で終了です。お疲れ様でした！
 申告期限までに納付すべき税額がある場合は法定申告期限までに納付する必要があります。詳細は「納税（キャッシュレス納付）のご案内」をご覧ください。

納税（キャッシュレス納付）のご案内

インターネットバンキングからの納付

金融機関の画面に遷移しますので、画面の案内に沿って手続きしてください

よくあるご質問
 ・納税用確認番号を忘れてしまいました。どうすればいいですか？

・納付区分番号を確認するには、どうすればいいですか？

【e-Taxで操作】メッセージボックスの納付区分番号通知から納付方法を選択

ダイレクト納付

事前（15～30日）に引落口座の届出が必要です（オンラインでの届出の場合は10日程度）。
 ※ 手続開始までの期間は金融機関により異なりますので、時間にゆとりをもってお手続きください。

ご不明な点は・・・
 納税に関する総合案内（国税庁ホームページ）

ダイレクト納付手続マニュアル（PDF:2,826KB）